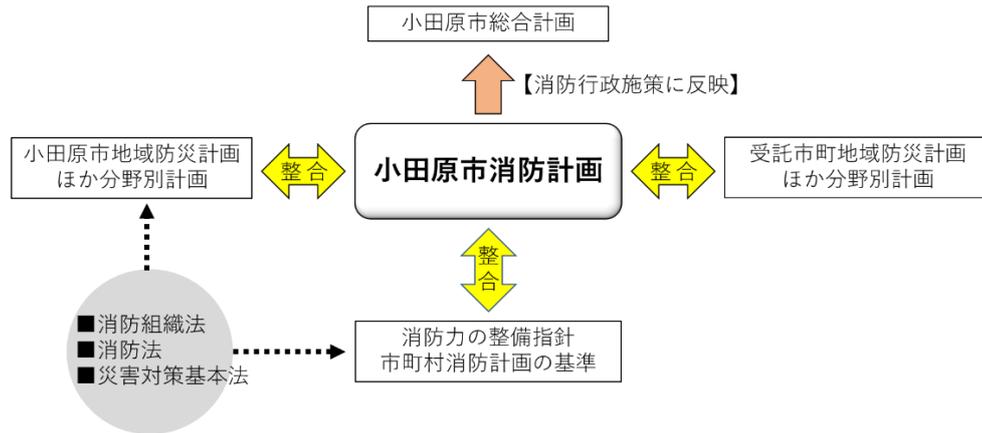


小田原市消防計画の改定について

1 小田原市消防計画について

小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）の規定に基づき、消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期するために策定しています。また、本市のまちづくりの総合指針である小田原市総合計画と整合を図り、更には各種計画、指針及び基準等とも整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹計画です。



2 改定について

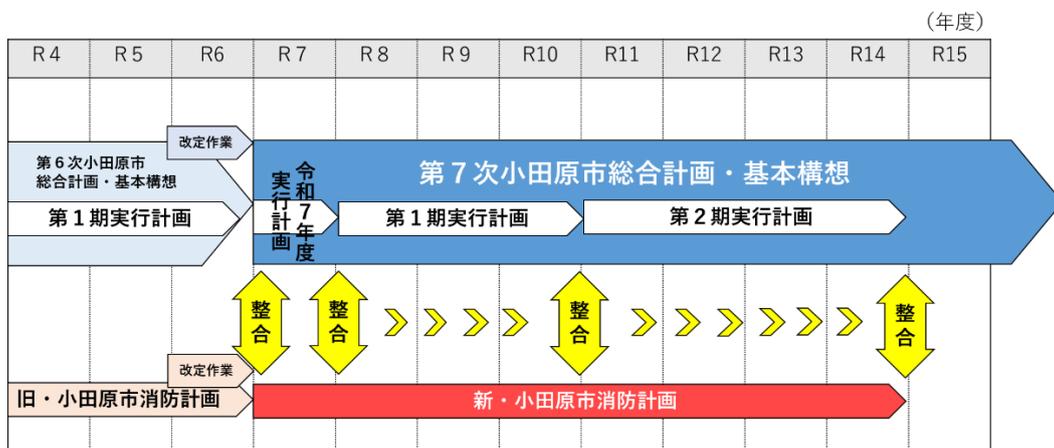
(1) 内容

消防計画は将来の消防体制のあるべき姿を明確にすることで、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための計画でもあるため、各事業の進捗状況に合わせて見直しました。

なお、事業背景は社会情勢に大きく左右されることから、国の新たな制度や雇用環境の変化等に対応すべく計画を見直しました。

(2) 計画期間

本計画は令和 7 年度～令和 14 年度までの 8 年間で計画実施期間としており、小田原市総合計画と整合を図っています。（前回実施した改定は令和 4 年 6 月）



※ 消防計画の見直しは概ね 3 年毎に行い、必要があると認めるときには随時これを修正する。

3 小田原市消防計画改定案について
別紙のとおり（改定案）

4 今後のスケジュールについて

広報紙2月号及び市ホームページなどを通じて市民に周知するとともに、2月14日（金）から3月17日（月）の期間でパブリックコメント（市民意見）を募集します。

なお、本市消防本部は広域消防であるため構成市町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）からも募集するものです。

これらを実施した上で寄せられた意見を反映し、令和7年6月策定を予定しています。